

小郡市成年後見制度利用支援事業実施要綱

小郡市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年小郡市告示第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度の利用に係る費用負担が困難な者に対して成年後見制度利用支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「措置の被実施者」とは、以下の各号に掲げる措置等の実施を受けている者をいう。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を適用されている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）を受けている者
- （2）介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく住所地特例者
- （3）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項又は第2項の規定に基づく措置を受けている者
- （4）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づく介護給付費等の支給を受けている者
- （5）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定に基づく措置を受けている者

（対象者）

第3条 助成金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、第5条に規定する助成の申請の日（助成を申請する前に対象者が死亡した場合には、死亡日）において、次のいずれにも該当する成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」という。）とする。ただし、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）が対象者の配偶者及び4親等内の親族である場合及び対象者が本市以外の市町村の実施する制度により助成を受けられる場合を除く。

- （1） 次のいずれかに該当すること。

- ア 本市の区域内に住所を有する者。ただし他の市町村の措置の被実施者を除く。
- イ 本市の区域外に住所を有する者で、本市の措置の被実施者であるもの
- (2) 次のいずれかに該当すること。
- ア 生活保護を受給している者
- イ 中国残留邦人等支援給付を受給している者
- ウ 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項及び第876条の9第1項に規定する審判（以下「成年後見等開始審判」という。）の申立てに係る費用のうち、収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「申立費用」という。）若しくは民法第862条、第876条の5第2項及び第876条の10第1項の規定による報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により確定した成年後見人等若しくは成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「監督人等」という。）に対する報酬（以下「報酬費用」という。）を負担することで、生活保護法の保護の基準を下回る者
- 2 前項の規定による対象者が助成金の交付を受ける前に死亡した場合は、前項の規定にかかわらず当該対象者の成年後見人等及び監督人等であった者に助成金を交付することができるものとする。
- （助成対象費用）
- 第4条 助成の対象となる費用は、申立費用及び報酬費用とし、その全部又は一部を助成するものとする。
- 2 報酬費用に係る助成は、家庭裁判所が決定した報酬額（助成を受けようとする成年被後見人等につき成年後見人等が複数人あるときは、成年後見人等ごとに家庭裁判所が決定した報酬額を合算して得た額）又は次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のうちいずれか低い額を上限とする。
- (1) 在宅で生活している場合 月額28,000円
- (2) 施設入所又は長期入院している場合 月額18,000円
- 3 報酬費用に係る助成の対象となる期間は、家庭裁判所が決定した報酬対象期間とし、当該報酬対象期間の最終月から起算して24月を限度とする。
- 4 報酬付与の審判の対象期間に助成対象期間に含まれない期間がある場合は、第2項の規定は「家庭裁判所が決定した報酬額を助成対象期間の月数で月割計算した額（当該算出額に100円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額）又は次に掲げる区分に応じ、当該各号の定める額のうちいずれか低い額を上限とする」と読み替える。
- （助成金交付申請）
- 第5条 申立費用の助成を受けようとする者は成年後見人等申立費用助成申請

書（様式第1号）に第1号、第2号及び第6号に掲げる書類を添付して、報酬費用の助成を受けようとする者は成年後見人等報酬助成申請書（様式第2号）に第3号から第6号までに掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 成年後見等開始の審判書の写し
 - (2) 未使用郵便切手返還時に交付された書類の写し（家庭裁判所から未使用郵便切手の返還を受けた場合）
 - (3) 報酬付与の審判決定書の写し
 - (4) 家庭裁判所に提出した財産目録並びに成年被後見人等の収入及び必要経費がわかる書類の写し
 - (5) 後見等事務報告書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、申立費用にあっては成年後見等開始審判が、報酬費用にあっては報酬付与の審判がされた日の翌日から起算して6か月以内に行ななければならない。
- 3 第1項に規定する申請は、助成を受けようとする成年被後見人等又は当該成年被後見人等の成年後見人等に限り行うことができるものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、被後見人等の収入及び資産の状況を調査して、助成の可否を決定し、小郡市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、対象者が偽りその他不正の手段により助成を受けたことが判明した場合、又は当該助成金を当該目的以外に使用したことが判明した場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、改正後の小郡市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、同日以降に成年後見等開始審判がされた申立費用及び同日以降に報酬付与の審判がされた報酬費用であって、同日以降の活動にかかるものについて適用する。